

香川県海岸保全基本計画変更検討委員会 傍聴要領

1 傍聴手続

会議を傍聴しようとする方は、会議の開催時刻までに、係員に住所及び氏名を申し出て、係員の指示に従い、会場に入場してください。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、私語を慎み、意見を表明しないこと。
- (2) 討議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 携帯電話の通知音等は、議事運営の妨げとなるので、会議中は電源を切るかマナーモードに設定すること。
- (4) 会長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (5) その他礼儀を守り、会議を軽視するような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

前項の規定に違反した傍聴者には注意を促します。注意を受けながら、これを改めないときは、退場していただくこととなります。